

昭和二十九年三月九日(火曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 田中綱之進君

理事大上 司君 理事小林 絹治君

理事羽田武嗣郎君 理事船越 弘君

理事大高 康君 理事山花 秀雄君

理事吉田 賢一君 坂田 英一君

櫻内 義雄君 武知 勇記君

井手 以誠君 松浦周太郎君

出席國務大臣 塚田十一郎君

出席郵政大臣 塚田十一郎君

出席郵政事務官 齋藤信一郎君

(監察局長) 松井 一郎君

(郵政事務官) 小野 吉郎君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

同月五日

中之町に無集配特定郵便局設置の請願(岡本忠雄君紹介)(第三二一五号)

茅野郵便局舎買上げに関する請願(原茂君紹介)(第三二一六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(五日)の会議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

○田中委員長 ただいまより郵政委員会を開会いたします。

まず昨日日本委員会に付託になりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入りたいと思ひます。まずその趣旨の説明を求めます。郵政大臣塚田十一郎君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「八万円」を「十

三万円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○塚田國務大臣 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

簡易生命保険の保険金最高額は、現在八

万円に制限されているのであります

が、最近の経済事情の推移にかんが

み、この金額では制度本来の機能を十

分に發揮することができない実情にあ

るのであります。

もと、簡易生命保険の保険金最高額

は、本事業創始以来、勤労者階級の老

後における生活安定、あるいは医療

費、葬祭費及び被保険者の死亡後にお

ける遺族の生活保障に必要な額を基準

として定められて来たものでありま

す。従いまして今日における医療費、

葬祭費、遺族生活費並びに物価指数等

にかんがみまして、これを相当程度引

上げなければ、制度本来の使命を果す

ことができませんので、最近における

民営保険の状況等を考慮いたしまし

て、これを十三万円に引上げることに

いたしたいと存するのであります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに

御可決くださいますようお願い申し上

げる次第であります。

○田中委員長 これより質疑に入りま

す。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 簡単に御質問いたし

たいと思ひます。これは法律案が付託

されます前に、国政調査をいたしまし

て政府当局との間に数回当委員会にお

きまして質疑を重ねて参つたのでござ

います。教額の最終額は多少議論があ

りましたけれども、しかし政府委員の

大体の御意向は、やはり今大臣が御説

明になりました現実の需給関係及び物

価指数その他から推しまして、最低十

五万円以上というのが大体の空気であ

つたと思ひます。十五万円にすること

が妥当か二十万円にすることが妥当か

ということは、いろいろ精密な計算も

いり、あるいは意見も立ち得ることと

存するのであります。十三万円とい

う何か端数にちよん切つたような考

え方自体が、私は非常にこの際姑息で

ないだらうかと思ひます。いろいろ

点からいたしまして、多くの従業職員

も熱望しておりますし、もし従来の当

委員会における空氣を完全に反映し

て、最高限をずつと引上げるといふこ

とになりましたら、おそらくは職員

諸君におきまして、非常な熱意をも

つてこの簡易生命保険の事業にも携

わつて行かれるだらうと思ひます。そ

ういふことが減殺されるのじやないか

というおそれを感じます。一つと

それからあまり小刻みにしないで、相

当額を思い切つて引上げまして、民

営の調整も積極的にとるといふくら

いな態勢の方がいいのじやないかと思

ひます。とかく民保の圧力が加わつて

来るといふことになりまして、しよつ

ちゆう不透明な筋の通りにくいような議

論が行われるという結果にもなります

から、こういう観点からいたしまし

て、前々回でありましたか、当委員会

一致の申合せ、理事会の申合せ等もあ

りますので、やはりもつと引上げるこ

とが妥当ではないかと思ひます。委

員会の意向、理事会の申合せなんかを

しんじやくせられたくないや、また前

段申し上げましたような事情もござん

しやくになつたかいいや、もつと引上

げることが妥当でないかいいやに等に

つきまして、重ねてひとつ大臣の御所

見を伺つて見たいと思ひます。

○塚田國務大臣 十三万円という数字

にしたのはなぜかというお尋ねである

わけでありまして、これは実は

私ども最終的な政府としての決定額を

出しますまでは、いろいろ点につ

いて考慮を払つたわけでありまして、考

え方によつては、ある面から考えれば

もつと大きな数字ということも考えら

れるわけでありまして、やはり現在の

生命保険、ことに無審査の保険が民

営と簡保と両方で経営をしておるとい

ふ形になつておるのであります。おの

づから簡易生命保険の受持の分野とい

ふのがあり、しかも民営保険をそう強

く、これと競争の立場に立たすとい

ふことは、簡易生命保険がいろいろ

において、国の財政力を背景に置いて非

常に強い力を持つております点などを

考慮して、やはり若干は考へておかな

ければならぬ面があるのじやないか、

こういうような考へ方もあると思ひま

す。十五万円の線、あるいは国会側の

御要望の二十万円の線というものを

いろいろに勘案いたしまして、これは

やはり引上げることは絶対に必要である

が、漸を追うて上げて行く方法にする

というところが一番実情に適合するの

ではないか。前回の引上げのときには御承

知のように五万円から約六割上つて八

万円ということになりましたので、今

の八万円から六割程度を上げて十三万

円くらいの線、それからまた前回の八

万円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

円から六割程度を上げて十三万

万円という数字、あの線におちつきましたときには、やはり民間側の契約の平均が大体あの辺の線ということであつたのでありまして、その意味におきまして現在の民営保険の平均数字が、二十八年度は十二万八千四百くらいになつておるのではないかとしようと思つておるもので、かた／＼十三万円くらいというところを一応区切りにして、今回の改正はこゝで打ち切りにしたわけでありまして、数字が半端になつておるといふ点はまさに御指摘の通りであります。元数字が半端になつておりましたので、上げました数字は五万円という非常にきちんとした数字を上げておるのであります。元の八万円プラス五万円で十三万円になつた、こういうように御了解願いたいと思つておるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 これは、政治的な内部の折衝の経緯につきましては、私も第三者の知るところではないのであります。やはり大臣は郵政省全体としては郵政委員会全体の空気を、あるいは郵政職員全体の意向というものを代表して行かれることが、私は一番適切なお立場として本来あるべき立場であらうと思つておるわけでありまして、そこであつたお立場は、国会の意向がもしもつと積極的な意向におちつくといふことであるならば、やはり進んで他の政府当局との間にもそれが実現することに努力なさるべきお立場ではないかと私は思つておるわけでありまして、そういうことにつきましては、これは仮定のようでありまして、今日は現実の問題になつておりますので、右するか左するかという段階に來ていと思つておるわけでありまして、

ますので、あなたといたしましては、国会の意向がもつと強いということに先刻御承知の通りでありますから、さらに強い意向が確立せられるような段階にならざるならば、その実現に向つて協力をなさる意向があらましようか。それともそうではなくて、委員会の意向にかかわらず、おれはこの線を死守するのだという意向でありましようか。その辺についてのお心構えを伺わせていただきたいと思います。

○塚田国務大臣 これは郵政大臣としてはもちろん郵政委員会の皆さん方の御意思、お考えというものを絶えず頭に置きながら、問題の判断をすべきことは当然と私も考えておるわけでありまして、そういうような御意見も頭に置き、さらにまた国務大臣の一人として、国全体の政策と調整をとつた意味において、この辺の線が妥協であるといふように自分としては判断をしております。最終の結論を出したのでありますから、自分としては国会側のそういうような御意思は織り込み済みでこの線を出しておるのであります。どうかひとつこの線で御協力をお願いしたい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○山花委員 ただいま吉田委員の質問に対して、郵政大臣はいろいろ答弁をなさつていらつしやつたのですが、われ／＼は委員会の申合せをしてのしたときに、郵政大臣としてのそのときのあいさつは、ただいま吉田委員に御答弁なされた考え方とはずいぶん開いておると思つておる。何かその都度にあつた内容がかわるような感じがするのですが、この間につきましては、郵政大臣はせんだつてわれ／＼委員会

の申合せに対してあいさつをされた内容を、日にちもたつておりませんので、よく御存じだつたと思つておる。このわずかな期間のうちにはどういふ関係で心境の変化をなされたか、ひとつお聞かせを願つたいと思つておる。

○塚田国務大臣 郵政委員会におきまして今までのものの考え方は、もつぱら私も郵政大臣という立場を主に置きまして、また皆さん方の御意見や、特に郵政関係に関心を強くお持ちになつておる方々の御意見というものを強く反映して、ものを判断しておつたのであります。その後最終的な閣議においては、やはり関係の省でありますところの大蔵省側の意向も聞きまして、大蔵省の立場というものをさらにその上にプラス考慮に入れて、なるほど自分には少くとも十五万円は下らぬ線といふ考え方を強く持つておつたが、今日の段階ではこの程度でしんぼうせざるを得ないのじやないか、それが生きておる社会の現実の制度として、漸を追うて行くのがいいのじやないだろうか、こういうふうな考えをたつたわけでありまして、心境の変化はそういうふうにかつて参つたと御了承を願つたいと思つておる。

○山花委員 大臣は率直に心境の変化は、こういうふうにかつたといふ御説明でございまして、われ／＼は端的に申し上げますと、何か大臣の本意でない、大蔵省側から強い圧迫を受けて、それに屈服したといふふうな感じを持つわけなんでありまして、そこでこの保険に關しては、民間の保険会社と違ふ点は、特にこれは政府事業になつております関係上、山間僻村にまでこ

の仕事が相当普及されておる。また山間僻村において効率的に利用されておる保険制度でありますから、保険がだん／＼大衆化して行くといふことは望ましいこととございまして、そういう意味からしても、何も民間保険にその気がねすることはないと思つておる。おのの開拓する分野が若干異なつておる。その分、それ／＼の分に従つて保険事業を開拓して行く。国が文明になればなるほど、保険事業が盛んになるといふことは各國の歴史を見ても明らかでございまして、そういう大局的見地からして、一國務大臣という建前、また郵政大臣という建前から物事の御判断を願つたいと思つておる。しかし現実問題としてこういう改正の法律案が政府原案として出され、郵政大臣としても国務大臣の一員としてこれに全幅的に賛意を表するに至つた、こうはつがりと言明をされて参りました、どうもこれははなはだ失礼でございまして、郵政大臣の政治力が大蔵大臣から少し押えられたような気がしてならないのであります。一面われ／＼は割切れないという意向だけを表明して、別に答弁はいたしません、一応われ／＼の意見だけを申し上げておきます。

○塚田国務大臣 現実の事情は、私が大蔵大臣に非常に大きな譲歩をしたといふことではない、大蔵大臣がと申しますか、大蔵省が郵政省の意見にかなり譲歩されたものと私は了解してゐるのであります。大蔵省側は当初強く引上げ自体に反対しておつたのであります。その後いろいろ内部折衝の段階では、十万円ぐらゐまでならばしんぼうできるというふうなことも申して

おつたのであります。自分としてはいろいろ／＼な観点から、十万円なんという線は意味がないといふことで逐次折衝いたしまして、その後十二万円といふ線も出て参りましたが、自分としては先ほど申し上げたやうな／＼な事情で、十三万円といふことになつたわけでありまして、従つて最終的な結果から申し上げますれば、私が大蔵大臣に屈服したのでもなく、また大蔵大臣が私に譲歩されたのでもなく、双方ともお互に正しい主張をした結果が妥協な結論におちつた、こういうふうに御了解願つたいと思つておる。

○田中委員長 この際議員片島君より委員外の発言を求められておりますので、これを許したいと思います。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○田中委員長 御異議なければそのようにとりはからいたいと思つておる。片島港君。

○片島港君 ただいまの質問に關連してであります。大臣のお話だと、大蔵大臣も大蔵省の方もやはり相当自分の主張を曲げて大臣の意見を聞いた。自分も決して負けないで対々ぐらゐの勝負で十三万円といふのがきまつたやうな御答弁でございまして、自由党の政務調査会においては御承知の通り十五万円といふことが決定しております。郵政委員会においては満場一致で二十万円ぐらゐが適当であるといふ決議をして申合せをしてゐるのであります。そうすると郵政大臣は、郵政委員会というこの大きなバックを持ち、また与党である自由党の政調会の決定の十五万円という大きなバックを持つて、大蔵大臣と折衝されたに違ひ

ないと思ひますが、何のわくも持たない大蔵大臣と對々の相撲をとつたところが、十三万円に負けざるを得なかつた。これは大臣が言われるように、決してこちらは譲歩したのではなくて、大蔵省が譲歩したのだということにはならないと思ふ。与党の十五万円の決定、この決定をすべき郵政委員会において二十万円という譲歩をきめて、こんなに力強いバックがあれば、大臣は二十万円を持つて行つても、十五万円を持つて行つても必ず勝てるのに、こういう後だてがあるにもかかわらず、負けて引下つて来たときかわれわがとならないのは当然であります。

十三万円に大臣が折れたことを認めさせ、十三万円が何ゆゑに妥当であるかというのを委員各位に納得の行くような説明がないからには、これを上げるのは賛成であるが、まるのみというわけには私としては行かないと思ふのであります。いさしくその点をばつぎりと御説明願ひたい。

○塚田國務大臣 御指摘のように最終決定に至る段階におきましては、党の政綱におきましてもそういう線があり、また国会の皆さんの間におきましても御指摘のような線があつたことは、十分承知いたしてゐるのであります。そういう御支援を得られたからこそ、私のような微力の者がこの程度でまゐられた、こういうように御了解願ひたいのであります。十三万円の数字がどういふぐあいに理論づけされるか、これはいろいろ統計資料その他で考えますと、十五万円という数字の出る面もあり、また二十万を越えた、あるいは三十万に近いという線が出る考え方もあるわけでありまして、そ

ういろいろ／＼な点と先ほど申し上げたような点とを総合勘案した結果、こういう数字におちついたのである、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○片島港君 こういう大事な金額を決定する場合に、総合勘案といつたようなことだけでは、やはりはつきりしないのであります。算定するにつけては、今までの保険金に対してその後の物価指数がどうかあつたとか、あるいは医療費とか葬祭費とか、いろいろな関係を考慮してから決定されるのであります。ただ総合勘案でなく、どういふものと比較した場合にどの程度になるべきであるという、それから後が政治的な折衝になると思ふのであります。この十三万円に折れた前に、十五万円というのを自由党の政綱会でもきめたのであります。大臣はこの前の説明のときには十五万円を下らざる程度に考へたいと言つておられたので、おそらくこれは事務局とも十分な検討をせられて、十五万円を下らざるという言葉が出て参つたのじやないかと思ふのであります。その金額を算定せられるについては、いろいろなことを勘案してはなくて、どういふ点をどういふふうに考へて計算をしてきめられたのか、その点を承りたい。

それから民間保険は三十万円までが無審査といふことになつてゐるのであります。この無審査の民間保険との間には、十五万円にいたしたところでお相場の開きが出て来るのであります。そういう関係についても御意見を承りたい。

○塚田國務大臣 詳細な点は後ほど保険局長から御説明申し上げさせることにいたしまして、ただ全体の感じでありまして、私は今指摘のようないろいろな理論的なもの考へ方にプラス、やはりこういう生ききた社会のものを援うときには、漸を追つて行くことが政策としてもう一つ大事じやないか、こういう感じを強く持つてゐる。その要素はなか／＼数字の上でこれだけといふふうにはいつきり出ないものであります。ですから、どういふ要素を最終的に織り込んだのか、なだ十三万円という数字が出たのかという説明のつきにくい原因になつておりますけれども、そこはこういうような要素を理論的な生活の上にプラスして、とりあえず今度は十三万円になつたと御了解願ひたいと思ふのであります。

なお先ほど山花委員のお尋ねのときに、簡保の募集される分野と民保の募集される分野にかなり地域的な食い違ひがある、だから簡保の方が民営保険を心配しないでもないじやないかという考へ方は、私も大体そういう考へ方を持つてゐるわけでありまして、またその方が、むしろ簡保が主としてその業務分野として持つております農村、いなかの地帯から見れば、現実と合致した数字になつてゐるのじやないか。そんなに大きく一氣に持つて行きましたも契約は上るものじやない。従つていなかと都会を別な金額で決定できるものならとにかく、やはり全国を通じて一つの金額で最高限を設けるといふことになりまして、簡保が民営保険を考へてやらなければならぬところは、やはり都會において簡保がどれくらい民保に対する影響を与えるだらうかというのを主に考へなければならぬと思ふのであります。そういう点を考へ

ますと、やはり一氣にこれ以上まで行くことは無理じやないかという感じを持つてゐるわけでありまして、なおいろいろ／＼な十三万の前段階になつております理論的なもの考へ方につきましては、保険局長から補足的に御説明申し上げさせたいと思ひます。

○白根政府委員 それでは片島議員の御質問に對しまして、大臣の御答弁に補足いたして御説明申し上げたいと存じます。なるほど最高限額をどの程度に引上げるかにつきましては、考へ方、見方によりまして、いろいろ／＼なお説があると思ふのでございます。あるいは十五万円説もございまして、あるいは二十万円説もございまして、あるいは都市の勤労者の面から行けば、まだ上の面もございまして、しかしそこをどこで押えるという考へ方の根拠といひましては、私ももととして民保が三十万円であるから簡保も三十万円であるといふように割切るものもいかにあるかといふのでございまして、私ももととして、簡保本来の目的を達するためにある程度の引上げはむしろ必要であります。民保の現状で、無理に民業圧迫の結果、民間の保険の加入者に對しまして、あるいは経営難からいか何とかという名目で、たとへば保険金の支払いを少し値切るとかいろいろ／＼なものが出てきて、たださういふ高騰の現状におきまして、保険意欲が減退しておる現状におきまして、民間側から保険に対する信用を失墜するやうな考へ方になりまして、保険事業全体に悪い影響を及ぼすのでございまして、従ひまして私どもといたしましては、

簡保本来の目的は大体中産階級以下を対象に昔からやつておつた。御承知のように大正五年に制定したときは、判任官の一箇年分の俸給を基礎にしてやつておつたのでございまして、そういう階層を簡保の基礎としてはねらうべきものではなからうか、そこをねらいにして行くべきものではなからうか。ことに現在御承知のように、終戦後に至りますと、国民所得が相当低下してあります。従ひまして御承知のように終戦後簡保の独占を排除いたしまして、民間の方にも無審査保険の道を開いたのでございまして、従ひまして、民間が三十万円であるから三十万円程度はいいじやないかということは、官業でもございまして、これは行き過ぎではないか、かように存するわけでございます。

次は二十万円説でございますが、やはり物価指数の面からいひますと、お手元に御配付いたしました資料の中にもありますように、昭和二十年を基礎にいたしまして、小元で大体二十万円程度に相なるのでございまして、その基礎でありますところの二十万円は、御承知のようにあの當時におきましては、一年間に千円、年を越して翌年からはまた入つて二千円になつておるわけでございます。一回に二千円をかけることが出来る建前ではなかつたわけでございます。従ひましてそういう面を考へますと、物価指数の面からいひますと、二十万円を基礎にした物価指数の見方は少し行き過ぎではないか、かように存するのでございまして、また事業的に民間の事業の現状から申し上げますと、二十万円未満のものが、これは団体保険あるいは生存保険を除

簡保本来の目的は大体中産階級以下を対象に昔からやつておつた。御承知のように大正五年に制定したときは、判任官の一箇年分の俸給を基礎にしてやつておつたのでございまして、そういう階層を簡保の基礎としてはねらうべきものではなからうか、そこをねらいにして行くべきものではなからうか。ことに現在御承知のように、終戦後に至りますと、国民所得が相当低下してあります。従ひまして御承知のように終戦後簡保の独占を排除いたしまして、民間の方にも無審査保険の道を開いたのでございまして、従ひまして、民間が三十万円であるから三十万円程度はいいじやないかということは、官業でもございまして、これは行き過ぎではないか、かように存するわけでございます。

次は二十万円説でございますが、やはり物価指数の面からいひますと、お手元に御配付いたしました資料の中にもありますように、昭和二十年を基礎にいたしまして、小元で大体二十万円程度に相なるのでございまして、その基礎でありますところの二十万円は、御承知のようにあの當時におきましては、一年間に千円、年を越して翌年からはまた入つて二千円になつておるわけでございます。一回に二千円をかけることが出来る建前ではなかつたわけでございます。従ひましてそういう面を考へますと、物価指数の面からいひますと、二十万円を基礎にした物価指数の見方は少し行き過ぎではないか、かように存するのでございまして、また事業的に民間の事業の現状から申し上げますと、二十万円未満のものが、これは団体保険あるいは生存保険を除

簡保本来の目的は大体中産階級以下を対象に昔からやつておつた。御承知のように大正五年に制定したときは、判任官の一箇年分の俸給を基礎にしてやつておつたのでございまして、そういう階層を簡保の基礎としてはねらうべきものではなからうか、そこをねらいにして行くべきものではなからうか。ことに現在御承知のように、終戦後に至りますと、国民所得が相当低下してあります。従ひまして御承知のように終戦後簡保の独占を排除いたしまして、民間の方にも無審査保険の道を開いたのでございまして、従ひまして、民間が三十万円であるから三十万円程度はいいじやないかということは、官業でもございまして、これは行き過ぎではないか、かように存するわけでございます。

次は二十万円説でございますが、やはり物価指数の面からいひますと、お手元に御配付いたしました資料の中にもありますように、昭和二十年を基礎にいたしまして、小元で大体二十万円程度に相なるのでございまして、その基礎でありますところの二十万円は、御承知のようにあの當時におきましては、一年間に千円、年を越して翌年からはまた入つて二千円になつておるわけでございます。一回に二千円をかけることが出来る建前ではなかつたわけでございます。従ひましてそういう面を考へますと、物価指数の面からいひますと、二十万円を基礎にした物価指数の見方は少し行き過ぎではないか、かように存するのでございまして、また事業的に民間の事業の現状から申し上げますと、二十万円未満のものが、これは団体保険あるいは生存保険を除

きまして、こちらの無審査保険に匹敵する業種だけを抽出して考えまして、件数におきまして七一・二%、金額にいたしまして三三・三%に相なるのでございまして、相当程度の民間の分野に食い込むようなかつこのにも相なるわけでございします。なおしからば加入者の負担能力の面を考へてみますと、大体年令三十才の者が保険金を二十万円として、全期間払込み二十年満期満額に加入するといはしますと、保険料の月額は一、八八円に相なるわけでございします。そのういたしますと、別途総理府の統計局調べの昭和二十八年十年分の勤労者世帯主の世帯人員、一箇月間の収入及び支出という資料によりまして、保険年金なり保険金なりそれから無償掛金として支払つておる総額は八百四円程度に相なるのでございします。そういったと、家族を全然入れないようなかつこうにも相なるのでございまして、先ほど大臣のおつしやいましたように、われ／＼といたしましては、簡易保険に必要な限度の引上げはむろんやむを得ない希望は持つておりますが、一面民間に飛躍的シヨツクを与えまして、民間の事業発達を阻害するようなことも考へなければならぬと思つたのでございします。従いまして現在の民間の立直りぐつ、あゝ、一氣にというのじやなく、漸進的にやつた方が保険事業全体の信用を高める面におきまして、また簡易保険の事業運営の面におきまして、ある程度はさらに上げた氣持がありまして、そこを腹八分程度のところではある方が、実際相互の關係でいいのではないか、かような考へ方で一、五十万円の線を事務的には

出しましたが、さらに民間に対する影響も考へまして、平均保険金額が十二万円八千円程度である現状等を勘案いたしまして、政府原案といたしまして十三万円の案を決定いたしました。御審議をお願いすることに相なつたわけでございします。

○片島港君 それではもう一点お伺いしたいのでありますが、昭和二十七年の六月に八万円に引上げられたとき、これは最初当局としては十万円ということを考へておつたときに、最後の折衝で二万円削られて、今度もおそれる情勢から考へて、十五万円という線に持つて行こうと思つておつたら、また二万円削られた。いつも二万円ずつ刻み取られるのが例になつておるようでございします。その結果としたしまして、現在郵政大臣初め簡易保険局長も非常に困つておる問題が出て来ると思ふ。私の非常に身近な立場にある人で、すでに八万円以上加入をいたしておられます。これを暴論すると私に直接利害關係がありまして、あまりにも身近でありますから申し上げません。この八万円を越えて契約をしておられるために、かえつて民間保険あたりにからいろ／＼な苦情が出ておる。第一に私は尋ねておきたいのは、この八万円を越えて契約をしておるものを、簡易保険局長としてこれがもしわかつた場合には、その従業員を処分せられるかどうか、あるいはそれを黙認しておくか、簡易保険局長も自分でみづから責任をとられるのであるかどうか、この点を私は第一にまず伺つておかなければならぬと思ひます。特にまた制限を下の方に最高額をきめてお

て、ただ総額の募集だけに非常に大きな責任額を持たせて、これを募集せよとせよというもので、末端の方では痛しかゆしで、法規には違反するけれども、やむを得ないから八万円以下の小口何口かに区切つて契約をしておるという実情がなきにしもあらずであつて、簡易保険局長もそういふ点については、今まで何へんか痛しかゆしの思ひをされたことがあつたと思ひます。もし今後ともこういう非常に非常に切られて内輪の決定をいたしておきまされば、こういうことは今後とも起きると思ひますが、こういうようなことをあつた場合に、どういふような処置をとられるのか、これを私ははつきりと伺つておきたい。

それから大臣に私は第二番目に伺つておきたいのは、こういう一般の今までの委員会の空気が、それから大臣が初めから考へておられたような十五万円を下らないというような考へ方は、何といつても委員会の空気を無視して、あるいは自由党自体の十五万円というような線をさへ値切られて負けたものと私は考へる。何にせよ言わねども、やはり郵政大臣が先ほど言われたように微力にして負けたものと思ふのであります。その微力な大臣を私たちがここでバツク・アツプして、かりに二十万円から二十万円という線をきめてこれを修正したというこゝにならば、大臣はなおかつそういう大きな金額で定められたならば、また大蔵大臣から怒られてたいへんなことになるから、どうかこれだけは取上げてくれといううな懇願をなさるのであるかどうか、あるいはその程度のことはもう委員会できまつた以

上は、わしがどうでもこうでも、大蔵大臣が何と言おうと、必ずこれを実行するといふ決意があるのかどうか、それくらい腹構へは見せてもらいたいの。あちらに行つては微力である、こちらに行つては微力であると言われたのでは、私たちがこれから郵政委員会において大臣をバツク・アツプして行こうというのに、非常に気抜けがしますから、この点をひとつはつきり承つておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 第一のお尋ねは後ほど保険局長からお答え申し上げます。第二のお尋ねの点でございしますが、この問題に限らず、大体法案で国会の御審議を受けて、そして行政府がそれを執行して行くという關係になつてゐる事柄は、すべて国会でおきめくだされば、それをその通りやつて行くといふのは、私がただ郵政大臣としての責任であるだけでなしに、そうなれば大蔵大臣も同じ立場でなければならぬはずであります。ただ行政府が問題を判断をいたしましたして、政府案として出すときのもの考へ方は、今までの申し上げた通りであり、国会がそれに對して別の御意思を御表明になるならば、私どもとしては当然その線に従つて進めて参りたい、こういう考へ方でありまして、

○白根政府委員 超過契約についておしかりをこうむつたわけでありまして、また一面おしかりだけでなく、そういう原因を排除するために取上げたところと存するのではありませんが、私どももいたしましては超過契約を——たとい現行の八万円が低いといはしても、やはり法律でございしますので、

違法精神の建前からいたしまして、取締るべきものと存するわけでありまして。現に私どももいたしましては、超過契約については相当取締つておるわけではございします。取締り方法といたしては、従来郵便局におきましては記号番号別におきておりました。一人の人が数件を持つておるのを見つづけるのは、なか／＼むづかしいのでございします。従いまして新規契約につきましてはこれからは郵便局で名寄せをさせまして、たとえば白根なら白根といふ一連の名寄せをさせます。従つて郵便局自体におきまして名寄せの結果、超過契約が出ないような措置を講ずる。一面地方保険局におきましては記号に分類してありますが、これも新規のものについては別冊にしまして、なお証書との結び合せをできるようにいたしまして、取締りをいたします。従いまして第一段階におきましては、郵便局におきまして超過契約の出ない方法を講じる、第二段階といたしましては、契約の最終的な決定は地方保険局でやることに相なつておりますので、契約が確定して締結されますと証書を渡すことになつております。その際に超過契約があつた場合におきましては契約締結を差控える。従つて証書もむろん差上げない。契約なかりしものとする。つまり超過契約の成立を防ぐ方法を講じておるわけでございします。

なおそういうことを徹底するため、従来でもある程度やつておりましたが、相当な手数がかかりますけれども、超過契約分には手当を支払わない。のみならず御承知のように、保険の従業員は募集成績がいいといふことで表彰を受けることを、い

ば一生の名誉に感ずる気組みになつておられます。そこで超過契約が一件でも出ますと、個人表彰をやらないという建前をとつております。なお超過契約の面におきまして、保険経営からいたしましても、三十万円以上を越えるようなものは、選定その他の面からいってこれは防がなければならぬと存じております。従いまして常習的な悪質な従業員に対しては、内勤者にかつてもらうとか、場合によつてはそういう手も打たなければならぬと思ひますが、最後の面につきましては今後の状況を見て、その態度をきめたいと存じておるわけでありま

す。取締りはそのようにいたしますけれども、すでにそういう取締りをいたしましてもなおかつた超過契約につきましては、これは法律上におきましても有効説あり、無効説あり、むしろ私どもの当つた面からいいますと、あれは訓示規定であつて、有効ではあるという説の方が強い面もありますし、一面加入者は存続を希望しておる方が多いのであります。希望しない方は、解約の申出があればいつでも解約いたしますが、存続を希望しておるような方々につきましては、契約は有効として取扱つておるのがただいまの現状でございます。

○小杯(組)委員 ここに提出されておられます原案について、先ほど局長さんのお話を伺いますと、答弁はなか／＼お上手で、原案のもつともな話をされるのであります。役人のことですから、腹の中では何と思つておつても、原案を強く支持するというのが役人の仕事でありますから、そういうつも

りで承つたのであります。それがら山花君からも片島君からも指摘されましたが、郵政大臣は大倉大臣に押えつけられたのではないかといいことである。これはそうではあるまいけれども、多数の国民はそういうふうに見ておりはしないかと私は思ふ。しかし塚田郵政大臣も現内閣の最も有力なる閣員の一人でありまして、まさかそういうふうなことはなからうと私どもは考へるのであります。しかし過般の理事會及び郵政委員會においては二十万円にするという申合せをしたのであります。これは諸君の言われる通り、非常な強い背景であつて、いろいろ物価指數等の説明もありましたけれども、役人の考へることと世間の考へることは、いつでもびつたりと来ないものであります。政治は物価指數じやないのです。現在の經濟情勢その他諸種の点からかんがみまして、これを二十万円に上げるといふことは決して不当でないと思ふ。また他の保險業者を圧迫することになるまいと思ふ。また大衆は、近ごろ新聞にもよく出ております怪しげなところへ金を預けてとられてしまふ。この状態では國民はなか／＼貯蓄しませんよ。戦後、ことに近年は、金とか物を懸んする氣風が非常に盛んでありますから、どうしても政府はこの上にも國民に貯蓄を奨励する政策をとらなければならぬと思ふ。近ごろの新聞記事を読むと、貯金をするという考へは一層衰えて来ます。そうして貯金はしないけれどもたんと貯金はする。貯金をするのほめんどろだし、預けてなくなつてしまつてはいけな

いという氣持から、しまつておく金が何十億、何百億とありはせぬかと思ひます。これは私は物価指數から言ふのではなく、政治的覺悟から考へて、これがわが國の現状ではないかといふふうな考へておるのであります。それでこの原案はあまりに類が小さ過ぎる、郵政大臣もわれわれの考へを参照されて、閣内においても大いに關われたことと思ひます。また大臣の言われる通り、こういう強いバックがあつてこそ、私はこゝまでやれたんだといふのも、まことにごもつともなことであるかと思ひますけれども、私どもの考へとしては、今申し上げます通り、もつと／＼上げてよろしい。漸を追うて行くといふことを郵政大臣も言われ、保險局長さんも言われましたが、まことにけつこうだと思ふ。しかし漸を追うのは二十万円にして、それから年々漸を追うて上げて行くことを私は望みます。これは非常に重大な問題でありますから、なおまた私どもは、いよいよ採決までは免の機關にも十分はからなければならぬと思ふ、われわれがこの郵政委員會において、全会一致申合せをした趣旨は、あくまでも尊重して進むといふことだけを申し上げておきます。

○吉田(賢)委員 議事進行について……前回の理事會で二十万円で申し合せた経緯もありますので、そういうことに一旦なつておれば、私はやはり相當の權威を持つて行かぬといけないと思ひます。今後の惡例にもなりませんから、そういうことにもかんがひまして、この際若干の時間をさいて、まとめることについて、お互いに協議でもすることにしていただきたい。同じような激勵的な質問をやりまして

も、大して新しい疑問を解明することにはなるまいと思ひますから、皆さんの御賛成を得まして、お互いに少し協議し合うといふことにして、しばらく御休憩になつてはどうかと思ひます。他の案につきましてはあとにしまして、今の簡易保險の方が最も重大なことであるので、むしろそれに集中して時間を有効適切に使つてはどうかと思ひます。もしできましたら、さういふことにはからないか願ひたい。

○田中委員長 ただいまの吉田委員の議事進行に關する發言でございまして、委員長といたしましては、本日本法案に對する大體の質疑をいたしまして、その上で理事會を開いて、本案についての急速な取扱ひの問題を御協議申し上げたい、実はそういう心組みで最初この委員會に臨んだわけでありまして、今ただちに休憩にして、全員の懇談に移してはどうかという趣旨の提案のようにもうかがわれますので、皆さんに御相談申し上げます。

○羽田委員 ただいま吉田委員から議事進行の御提案がありました。が、參議院の予算委員會もあることではあります、大臣は間もなくお歸りでもございしますから、きょうみたいな日に、ただいまの委員長長の御趣旨のように、できるだけ大臣に質疑をされて、どういふふうな扱ひをすべきかといふことの合理的な確信をわれ／＼が固めるために、できるだけ時間をとることがいいのじやないかと思ふ。きょう懇談をするといつても、おの／＼と懇談もいたさなければならぬと思ひ、ここですたこの間の二十万円の申合せをそのまま頭に置いて懇談をするというよりも、この原案が出た以上は、政府案を

どうするかといふことを新しい問題として、党として相談しなければならぬのじやないか。それでありまして、きょうの懇談は、私はさらにもう少し十分なる審議を促した上でいいのじやないか、問題の存在が明らかになつてからでいいのじやないか、こういうふうな思ひます。委員長のお考えに私は賛成でございします。

○田中委員長 それでは吉田さんの提議された趣旨も十分皆さんおわりのことと思ひますし、本日は間もなく大臣もお見えになることと思ひますので、大臣に對する質疑を集中いたしまして、本日委員會を終了した後に、理事會を開いて、先般の申合せに基いて本案に對する修正等をどう取扱ひかといふことの御相談を申し上げます。なお委員長長の心組みとしては、あくまでも委員會を続行してできるだけすみやかに本案の審議を終了したい、こういうふうに考へておりますから、その趣旨でひとつ委員會の議事進行について御協力を願ひたいと思ひます。政府委員がおられますから、政府委員に對する専門的な質疑等がございしますれば続行いたしたいと思ひます。

しまして、九年ないし十一年におきましては保険金最高限度四百五十万円、二十八年十二月におきましては十四万六千二百一十円、これは東京における小売物価指数を一〇〇として三二四、こういう数字になる。そうすると約十五万円、二十年の基準によりすると同じく一〇五、二十円に對する二十一万余円、こういうことになっております。これは各種の理由はあると思ひます。これはも特に保険事業のごときは計数の検討というものを重視すべきものであらうと私も考へておられますので、民保の立場——民業の圧迫という言葉が使われまされど、そういうようなことはお互いに別な角度と關係から検討をなすべきものであつて、最も考慮すべきものは物価指数と保険金最高限度の關係でなければならぬと私も考へておりますので、これがひいては保険金支給の關係あるいはまた生活費の關係等、各般に影響して来ることは申し上げるまでもございませぬ。でありますので、小林先輩の御意見もありますけれども、数学的なものの觀察判斷というものは、保険業においては最も重要なべき要素であらうと考へます。ついでにはあなたはこのことにつきましても、もつと勇敢に勇断をもつて臨んで行くという積極的な氣魄がないといふかと思ひます。われ／＼は漸進もけつこうであると思ひますが、おおよそ漸進々々というやうななくずしの妥協というやうなことでは、ほんとうに力強い行政は行へないものであります。やはりそういうきめ方というものは、ものの考え方によ來するものであり、そういうきめ方に順応して行くといふこと自体が、行政の氣魄を欠如し

てしまふと思ひますのであります。でありますので、一簡易保険のみならず、郵政事業全般にわたつて、幾多の問題が当委員会においても論議されて來たのでございしますが、これらの各般の未解決の問題が山積してゐる折柄でありますので、簡保の最高限も決定せんとするときは、もつと積極的な強い確信に満ちた態度でもつて数字を折衝し、あるいは検討するといふことが私は必要であらうと思ひます。先般大蔵省の銀行局のある説明員の説明によりますと、簡保は民保のためには何かつけたりの付属物の存在であるかのごとき印象を受ける説明に終始しておつた。こういうやうなことにつきましても、ものの認識に對する根本を改めなかつたやうな感じがする。強く私は印象を受けたのであります。こういう際でもありますので、民保との折衝あるいは大蔵省との折衝各般のことがありましようが、私も望むらくはやはり保険局長は行政の先頭に立つて指揮して行くからには、もつと強い信念的なあり方をもつて、積極的な態度でふりかへていただきたいと思ひます。腹にしまつて面をさうだといふやうなことでは、今日の財政は許しませぬ。やはり内も外も首尾一貫の態度で行かねばなりません。われ／＼はある数字が適当であり、妥協なことであるならば、それを信じて行きたい。しからずしてそれが妥協でないとするならば、最も妥協なる縁の発見に向つて最善の努力をして行かなければいかぬ、こういうふうなわれ／＼委員会としても努めて行きたいと思ひます。われ／＼が二十万円を決定したことに対して、あ

なたは十三万円が妥協だと思ひにならば、その二十万円のわれ／＼の理事會の申合せに對して、これを反駁する積極的な氣構えをもつて御説明になる。これくらいはげしい検討の仕方によつて、初めて練りに練つた正しい数字が生れて出るものだと思ひます。国会というものはわけもわからず、ただ妥協して行つて数字を生み出すといふところではないのであります。これはやはりあらゆる角度から検討しまして、最も正しい、最も適正な数字を生み出すと努力にほかならぬのでございしますから、この意味におきましてあなたのはんとうに温厚な態度というものは、数字を検討し決定する上におきまして、きわめて私どもは不満足に感じますので、ひとつあなたの御見解を伺いたいと思ひます。○白根政府委員 お説ももつとございします。私も簡易保険の最高制限額をごへ持つて行くかといふことにつきましては、御説の通り物価指数を相当重要なウェイトを持つ審査の重要な対象要件であると存するわけであります。従ひまして私も、はたしてどの程度に引上げをするかという際にあたりまして、物価指数の検討をいたしましたわけでございます。その結果御参考になる、またわれ／＼としても参考にいたしました物価指数の表は、お手元に御配付いたしました簡易保険法の一を改正する法律案の資料の最後から二ページにあるわけでございます。いろいろ物価指数のわれ／＼の対象になるものを拾つてみますと、基準年度である昭和九年から十一年の基準と、昭和二十年の基準、この二つの基準が大よそどちらにするかといふ問題

の分岐点に相なると存するわけであります。私もどつちをいたしましたは、昭和二十年の基準は、終戦後の物価変動が反映したのであります。と同時に、その年度におきまして簡易保険の独占を防止したわけでございます。従ひまして基準年度の二つとして研究の対象になつたわけでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、二十年における保険金最高限度二千円となつておりました、その倍數、これを百にしまして指数でかかると小売では二十一万円に相なります。そういうやうな数字には相なりますけれどもその当時における二千円は一回で二千円かけるのではなくて、今年は千円、来年以後は千円とつていいといふこととだつた。それも最近改めた模様でございますが、最近まではたしが民間保険の三十万円も一回で二十万円とつていい、年を越えてからあとをとつていい、年を越えてからあとをとつていいといふやうな建前になつておつたのと同じやうな状況であります。物価指数の起算点であるところの二千円は一氣にとられる数字ではないので、これを基礎にするのはいかたと存じましたのと、次は民間に對する影響を考へました。この二十万円未満が金額にいたしました。この三、四の程度に相なり、件数におきましては相当な件数になるのでございします。民間に對する影響も少し行き過ぎではなからうか。また一面負担の面からいたしまして、典型契約を基礎にいたしますと月掛で八百円くらいになる。また勤勞者の平均の生活費の中で保険なり貯金なりあるいは年金に入れる数が大体八百何がしに

なると、二十万円の基礎になるところの昭和二十年の基準は少し行き過ぎではなからうか。そういたしますと私も最高制限額を引上げる際における物価指数の根拠にいたしましたのは、昭和九年十一年の基準であります。御承知のようにこの基準は物価指数を算定する際におきまして、いわゆる基準年度とも言われるやうな年度でございします。これを基準にいたしますと大体卸売、小売の關係を考慮いたしますと、十五万円程度が正しいのではなからうか、こういう意味合いにおきまして、郵政省内でいろいろ検討いたしまして、大臣に御説明申し上げまして、大臣が當委員会におきまして、郵政大臣といたしましては、十五万円以上という御発言があつたのも、われわれの考へておつたこの基準を基礎にしたのではないかと、かように存するわけでございします。しかしながらこれは物価指数を基礎にすれば十五万円程度だ。さて現在の民間の保険との關係におきまして、やつと民間は最近立ち上つただかりである。従つて民間の現状もかすに、二年待てば相当安定するのではなからうか。従つてそういう特殊の時期でもあるから、民間の考慮をも払つて、その考慮を払ふ基礎は、平均保険金額が大体十二万八千円程度になる。従つて十三万円程度にしたならどうかといふことは、先ほどの大臣の御説明にありましたように、政府全般の観点から見た調整金額でございします。私もどつちをいたしましたは、御説のように、保険のやうにやはり計数が最も大事な事業におきましては、物価指数を重視すべきものであることは当然でございします。先生のおつしやることはまつたく御同感でございします。

たのであります。

そこで次に、簡易保険の積立金の運用の問題につきまして少し伺つてみたいのであります。この運用について、一般の加入者、すなわち大目標としておられます国民の中産階級以下の大衆の生活を潤すということが、一つの目標になつておるものと思ひます。が、保険の趣旨からかんがみまして、

幸な大衆を対象にいたしまして、これが損失に歸してしまふことがないようにな、よしんば多少の損失がありといたしましても、全体として忍び得る範圍におきまして、そういう二方面に積極的に計画を立てて行くお考えはないでしょうか。これはただちにこういう何をしたらということをお御提案申し上げるわけはないのでありますけれども、やはり私は民保に対しましてもそういう考えを持つております。たとえば民保というものが、厩大な数千億円の金を集めまして、それが大会社の大株主になるということに利用されるというようなことは、これはやはり大衆の金が入り上げられて、そうして大きな事業に流されて行つて、そうして大衆に還元されないといううらみがありますので、そういうことは相当強く国民から改善を要求しなければならぬとい

うふらに考えております。ことに簡易保険につきましては、対象の国民の層から考えてみましても、積立金の活用という面におきましては、できるだけ大衆のいろ／＼な不幸を潤して行くという面に積極的な企画がされて流されて行くということを必要とするのではないだらうか。そういうことがひいては、やはり簡易保険の活用の思想をさらに一層国民の間に高めて行くという効果を相まつて生じて行くものであつて、私は最も必要なことではないだらうかと考えております。幸い大臣が見えましたので、一つの根本的なものの

○白根政府委員　御説のように、簡易保険の運用を再開いたしましたしてやつと一年経過しておるのですが、その際における、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の第一条によりまして、その運用するにあたりましては、「確實で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用する」という目的をもちまして、ただいまの段階におきましては、市町村に対する貸付に限定されておるわけでございます。御承知のように市町村の所要資金に対しまして、資金源が必ずしも潤沢ではないのでありまして、簡易保険は地方還元という意味で、まず第一歩といたしましては、市町村に対する貸付に限定されておりますが、将来どうするかということにつきましては、今後研究しなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○吉田(賢)委員　その卓大臣にちよつと伺つてみたいのでありますが、法律がききゆうくつであればこれを改正すればいいのでありまして、国民の広汎なる中産階級以下の層から、零細な金を集めて参りましたその金が、地方公共団体に流されて行くということは、同時にまた公共団体の各般のそれらの大衆のために、有利なことに用いられるということも考えられますけれども、もつと積極的に直接的な効果を期待するといつたような事業が計画されるということも、私はあながち無難ではないだろうと思う。たとえ

るまで、小さいながらも一応これら多くの加入者を対象にして、これらの團の人に広く利用せしむるような、そういう一種の簡易保険病院というようなものでも企画になつて行くということとは、資金を損耗してしまふということはないと私は思います。それは事業経営よろしきを得ますならば、また今日の世相から考えてみましても、そういう余地はあるのじやないだらうかということも考えられます。もつとも今日の国立病院というものの一種の行き詰りのこともありますので、具体的な経営になるとなか／＼むずかしいと思ひますけれども、これは一つの例をあげるにすぎないのでございまして、もつと直線的な効果のあるような面で、新しい企画をされて行くということ——法律が障害になるならば法律を改正したらいいのであつて、せつ

かく最高限度を上げようというような一つの転機でありますから、これは何か国民に大きなサービスもいたしますというようなことを、人心を得るために行政的に言つても、非常によいときでもありますすし、効果もありますので、何かそういうような雄大な構想のもとに、相当内容を持つた新しい企画でもおやりになつて、資金を広く流して行くということにする方法、こういうこともお考えになつてはいかがと思ひますので、ひとつ御相談的な意味におきまして、伺つておきたいと思ひます。

とは、確實に貸しておくという意味から、またそれがそのときにおける国策の線に沿うて行くというような意味からも、もちろんうなずかれる面もあるわけでありますが、それと同時に、やはり零細なところから集まったものは零細なところへ貸し付けるという感じが、確かにあつていいのではないかと思ふわけであります。単に貸し付けるだけでなしに、直接保険契約者の利便になるいろいろの施設をつくることも、確かに考えていいことだと思ふわけであります。ただ現在の法律は、御承知のように保険契約者には、ある限度において直接貸付をするというほかは、運用の面であまり今申し上げるような構想が取込まれたところはないわけでありますが、しかし全体としてみますと、今の段階では国全体が簡保、郵貯を含めて集められる資金を、

どういふ方向に使う方が一番今日の経済の要請に適するかという判断で、今この資金運用計画、従つてその元をなす積立金の運用の基本案項というものがあるように私は感じておるわけであります。しかし考え方としては先ほど申し上げたようでありますので、せつかく自分としても今後検討して行きたい、こういうように感ずるわけであります。

○田中委員長　大高康君。

○大高委員　先ほどからいろいろ御討議を聞いておりますが、私は八万円の最高額を十三万円にしたという根拠の

点につきまして、納得ができないのであります。大臣はいろいろのことを勘案してとか、考慮して十三万円にしたという御答弁でございしますが、私はその根拠がきわめて薄弱であると考えております。またこの点につきましては、私郵政委員といたしまして各地を視察して参りまして、郵政職員並びに労働組合から強烈なところの要望を受けて参りました。かような点につきまして、白根局長がいろいろこの問題につきまして理論づけるような御答弁であります。私は局長の腹と口は違ふのではないかと、かように考えておるものであります。ことに本件は毎年毎年その最高がかわつております。すなわち二十三年には二万五千円のもので、二十四年に五万円になり、また二十七年に八万円になった。かような問題は、毎年々々最高額をかえらうといふことはなほ遺憾でありまして、私はこの際しばらくがまんできる程度の最高額としておくことが適當である、かような意味におきまして、本委員会の理事におきまして、先般二十万円の繰で満場一致申合せができております。現況におきましては二十万円の繰が最も適當ではないか、かように考えております。よつて私は党に参りまして、党の機関に諮りまして、目下二十万円の繰で盛んに奔走努力しておるような次第でございまして、もちろん党の決定によりましては、あるいはその額をかえなくてはならぬというやうな事態になるかも知れませんが、一応私は二十万円の繰で強烈に出すべきものである、かように考えております。おそらく本日の空気がいたしましては、この十三万円は増額修正

になることと存じますので、大臣初め当局におかれましては、なお一層強力に確信を持って奮闘されんことを熱望しておきます。○松浦委員 閣下、大臣がお見えです。大臣の考え方は、吉田内閣の政策と食い違ひがあるのじやないかという点について一つ尋ねてみたいと思ひます。物価を下げるということ、は、大体今までの各委員会において大蔵大臣並びに総理の発言しておられることであります。この一兆円にしようという問題については、わが党の強い声明並びに国際情勢に圧迫されて、思ひつきの一兆円にした。そこで総合的な施策がこれに合つておられないといふことは、どの委員会に出しても思ひな議論であります。現在の保険の十三万円、二十万円という問題に對し、低物価政策をほんとうに仕上げるやうとするならば、それはやはり二十万円にして消費的な傾向にある資金を集めることがほんとうではないか。もう一点は、大臣は右の手には郵政事業をやり、左の手には自治庁をやつて、しかも龐大な行政機構の改革をやろうとしておられる。こういう場合に、あなたの方で一兆円の急に縮めるといふことから、支出の数字については縮める観念を持つておられる。同時にその観念と同じ低物価の考え方は、ともすれば消費的に流れようとする零細資金を集めて、そつしてこの物価を抑えて行くという考えが総合的に行われなければならない。しかも本問題は、全国の勤労者諸君が非常に熱烈な要望を持つておる。あそこにある資金が集められて、そつしてともすれば消費的に傾かんとするものを貯蓄奨励

ができるという点は、先ほど小林さんが仰せられた通りであります。この政策の矛盾は、ほんとうに低物価政策をとつて、コストの引下げによつて、良品廉価によつて国際収支の均衡を保とうとするならば、今日の議題は非常に小さな議題であるが、政策の上からながめて見るならば、見のがすことのできない大きな問題であると思ひます。もう一点、吉田内閣は今まで朝鮮ブームのような問題があつても、出さう一方、ばらまく一方で、貯蓄奨励によつて集めるという点にほんとうに力を入れたのか。こういう機会にあなただが大臣をしておられるならば、さらにこの零細な資金を集めて、一方自治行政の面で、先ほど吉田さんからもお尋ねがありましたように、この窮乏せる財政を救うという面から見て、やらなければならないやうな面はないか。それが先ほど社会党両派の方々の御質問にありましたように、単なる大蔵省の銀行局の連中に押えられてやれなだといふことは、まづたぐ問題にならないことであつて、もつと高度な面から日本の財政経済をどうするかといふことを考えるならば、これらの問題は、どうしても宣伝しなければ貯蓄奨励にならないやうな世の中にあります。多数の勤労者諸君の強い要望があるといふことを見がしてはならぬと思ひます。また今局長が仰せられましたように、物価指数の面から見ても、そつ無理でない計数が出ています。吉田内閣が経済政策をほんとうに今のような考えで実現させようとする

ならば、これはやはりやらなければならぬ手だと思ひますが、この政策の食い違ひはどういう考えを持つておられますか、それをちよつとお尋ねしたいと思ひます。○塚田国務大臣 その点は、松浦委員の御指摘にまつたく私も同感なのであります。今日政府がとつております予算一兆という線は、当然それとやらはらに貯蓄増強という線がもう一本なければならぬといふことは、私も常に考えておるところであります。従つて私といたしましては、所管の郵政の範圍では、保険、貯蓄両方にわたつて集めるだけ馬力をかけて、零細資金を集めるやうにしようと思ひます。ただこの具體的な問題を見ますと、私に今日の八万円は非常にさういふ意味において障害になるといふことは強く感じられます。しかし今の保険料の実態の状況と、それからその零細な貯蓄が持つております年間所得といふものと、この中からさういふものにさき得る限度といふもの、もちろんその余裕が全部保険には参りません。さういふ貯蓄のうちの何分の一が保険といふものになつて来ると思ひます。さういふ数字を考へてみますと、大部分の地域、層においては、私は十三万円という線が、さういふ貯蓄を増強して行くといふ意味において、非常に障害になるといふやうには実は感じられないわけでありま。現在の保険料を見まして、全期払込みの十五年満期養老といふものでも、三十歳の人で十万円ですと、年額六千五百円ぐらゐは納めな

ればならないわけでありま。さうすると十三万円ではその三割増しでありま。さういふから、おそらく八千円を越える数字になると思ひますが、その十三万円のところまで来れば、大体今の零細貯蓄が出て来る層といふものの実情にはなつておるのではないだらうか。もしそれ以上の余裕があるとする、やはり都会地の勤労者層に、あるいはさういふものが若干あるかもしれないわけでは、さういふことを考へながら、この都会地の実情を主として仕事の場所にして今日までやつて来ておるやうなことを考へてみますと、さういふ面の簡保で集められない部分は、簡保がこれだけまた限度を上げることによつて、おそらく民保にも相当大きな刺激になるのですから、簡保が刺激を与えて民保にもひとつふんばつて行つたところで、簡保がまたあつて行つたところ、民保がまたあつて、だん／＼と持つて行く方が、現実の姿に適したやり方ではないだらうか。生きた社会の政策であるから、漸を追うてと先ほど申し上げておりましたのは、実は今申し上げるやうな気持ちで申しておつたのでありまして、考へ方といたしましては、貯蓄を増強して行かなければならぬ、しかも相当零細な貯蓄を集めて行かなければ、今日のやうな日本では貯蓄の果が上らないのだといふことは、御指摘の通りまさに同感であります。○田中委員長 井手以誠君。○井手委員 先刻吉田委員から保険局長に注意がございましたが、私も同様な考へに立つのであります。先刻来簡易

保険局長の答弁を聞いておられますと、どういふ目に見ても郵政省の局長とは言いかねる。露骨に言えば大蔵省の保険課長のような感じが非常に強いのであります。勇気を持ってやれ、信念を持ってやれという吉田委員の言葉は、私も同様に感じます。立場は立場でしようけれども、郵政省の局長として、私はもつと強い考えでやつていた、だいたいことを特に御注意申し上げるとともに答弁はひとつ簡潔にお願いしたいことを希望申し上げる次第であります。

そこで大臣も今見えたのでお尋ねいたしたいと思いますが、先刻来大臣の答弁を承つておられますと、委員の質問に答えてもつともである、同感である、こういう言葉が何回も出るかと思えば、十三万円は妥当な線であるというふうな、非常に矛盾した言葉が次々に出て参りました。私はむしろその苦しい答弁に御同情申し上げているような次第であります。おそれなく大臣は、国会の意思は、いつもおつしやるように尊重なさるでございまして、二十万円を決定した当委員会の決議は、十分お考えになつておられると思ふ。それを閣議その他でも、孤軍奮闘かどうか知りませんけれども、力戦したけれども遂に及ばず、十三万円にきまつた。きまつた以上は、やはり立場として守らなくてはならない。正直に腹を割つて言へば、自分としては言ひにくいけれども、委員会でも二十万円くらいにしてもらへば非常にけっこうだという気持が、私はあろうとそんなくいたします。別に答弁は求めませんけれども、多分そうであらうと考えているのであります。そこでお尋ねいたし

ますが、国務大臣というよりも郵政大臣にお尋ねいたしますが、先刻来話がありまうに、この保険金額の大幅な引上げについては、部内はもちろんだ、一般勤労者からも非常に強い要望がある。これを引上げれば、業績がどん／＼上つて行くということは目に見えておられるのであります。郵政省の業績を上げるといふことについて、おそれる反対ではなからうかと考えますが、その点についてお考えを伺いたし。いま一つは、ただいま杉浦委員からも御指摘がありました、今地方財政は困つておられる。国家資金も非常に困つておられる。こういう場合に、この資金を増強することは非常に必要である、保険金額の引上げもその一因だと考えておられるのであります。自治庁の長官として、現在の国家資金でよろしいとお考えであるか、もつとふやしていただきたいというお考えであるか、これも率直にお考えを述べていただきたいと思ふ次第であります。

○塚田国務大臣 これは郵政大臣として答へるという注文でございまして、郵政大臣としては、もちろん業績が上がることを望ましいことは申し上げるまでもないと思ふのであります。ただこれが国の一つの企業であるという観点からは、たとひ郵政大臣といつても、単なる郵政だけの立場からもの判断をするわけには参らないのであります。国営企業としてこれだけ強い、それから大きな組織といふものを与えられておつて、しかも国の方針として、民保と簡保と両立させておくという考えからすれば、民間企業を圧迫するといふ形においてまで業績を上げて行くという考え方に對しては、若干自分としても自制を加えて行かなければならぬという感じではあります。

それから、地方財政の需要を含めて国家資金が今日非常に困難をしていて、従つて資金蓄積がないためにやりたい仕事もやれずにいるということ、は、まさに御指摘の通りであります。で、資金は多々／＼／＼弁するといふのが今日の段階であらうと考へておられるのであります。そういう意味におきまして、私ども今度の制限額の引上げというものを考へたわけでありまして、やはり総合的なものの判断で、どこまで上げて行くかというきめ、そうしてその与えられた範囲において最大の努力を払つてその資金を集めて行くということに、ぜひ参りたいと考へるわけでありまして、

○井手委員 よく大臣がおつしやる総合的判断では、大臣を除く、あるいはごく一部の人は除くほとんどの者は、もつと大幅な引上げが必要であるといふことでございまして。私はこれ以上はいろいろ／＼申し上げません。大臣の腹もわかつたやうでございまして、おそらく国会の意思を尊重されるであらうことを期待申し上げる次第であります。

○井手委員 簡保と民保の保険料率の比較を、詳しくはいたしません、概略をお願いいたします。それから、いま一つ、確かに高いけれども、これが引下げについては慎重に考へなければならぬといふことであります。どういふわけで慎重に考へなければならぬのか。やはり先刻局長が答へにようになりますように、民保を圧迫しないようにすることが大事であるのか。いま少し制切れる御説明を願ひたいと思ひます。

○白根政府委員 確かに保険料は民間に比較いたしますと、高いのが事実でございまして。これを近く民間並に引下げするかという御質問でございまして、この点につきましては、死亡率の認定が相当なむずかしいことと、予定利率の関係、将来の見通しというものは、相当慎重にやらなければならぬので、保険料を民間並に引下げるといふ考え方は持つておられますが、近い将来すぐ実行するかどうかということになります。相当慎重にやらなければならぬ、かように存するわけでございまして。しかしながら別途利益配当の面につきましては民間は御承知のように不確定配当でございまして。私の方は、部教が非常に多い関係からいたしまして、確定配当に相なつております。もし民間の不確定配当が、ベースは下らないで継続するといふ前提からいたしますと、利益配当の面も少し面があるわけでございます。將來まづ利益配当の面で調整いたしまして、保険の面につきましては、今後の物価の安定度合、死亡率の認定等を考へて、相当慎重にやらなければならぬのであります。今日ただいまただちに保険料の引下げをするといふ段階までには立ち至つていないと思ひます。

○井手委員 簡保と民保の保険料率の比較を、詳しくはいたしません、概略をお願いいたします。それから、いま一つ、確かに高いけれども、これが引下げについては慎重に考へなければならぬといふことであります。どういふわけで慎重に考へなければならぬのか。やはり先刻局長が答へにようになりますように、民保を圧迫しないようにすることが大事であるのか。いま少し制切れる御説明を願ひたいと思ひます。

○白根政府委員 それでは簡保と民保との保険料の比較を一部御説明いたしたいと存じます。保険金が五万円、これを年換としていたしますと、全期払込みの十五年満期養老につきましては、契約年額十才が、簡保といたしましては三千二百四十五円、民保といたしましては三千六百十五円、それから全期払込みの二十年満期養老で申し上げますと、契約年額三十才のものが、簡保といたしましては二千四百二十円、それから民保といたしましては二千四百四十才に行きますと、簡保が二千五百八十五円、民保が二千五百三十五円というふうな、民間よりも若干こちらの方が高く相なつております。

なお保険料を下げる面について、慎重を期さなければならぬという御説明を申し上げたのでございまして、実際の面といたしまして、附加事業費の面が相当大きくなつておるわけでございます。人件費のベース・アップ等の関係もございまして、その点將來のカーブ——これは長期契約でございましてけれども、物価がどの程度に研究しなればならぬことと、それから死亡率がどの程度に安定するかといふことも、いましばらく慎重に推移を見たい、こういう考え方でございまして。

○井手委員 大臣にはもう済んだと思つておりましたが、保険料率の問題について伺ひたい。お聞きの通り民保よりも簡保の方が高い。国家企業の方が

高いというのはめつたにないのであります。これはどうも私は納得が行かないのであります。今慎重に考えねばならぬとおっしゃいましたが、近くこれを引下げられ、今度保険金額を引上げられるの機会に、少くとも民間と同一くらいにする御意思はありませんか。

○塚田国務大臣 私はその点は関心を持っております。そしてまた保険料率が民間より非常に高い原因が、簡易保険の経営自体の中にあるということであれば、そういう面を検討して、コストを引下げるように努力をしなければならぬというようにも考えるわけでありまして、いろいろ検討いたしてみたい結果、主として保険料率を高くしておかなければならぬのは、運用の面は制限がある関係が非常に手伝つておりますので、この点また運用の面、たとえばもつとたくさん

の利子の上とを考慮するか、そうすれば危険度がふえて来る。また今貸しておるところは高い利子をもたうようにするとか、そうすれば、それらのものの負担が大きくなるというような関係がいろいろ出て参ります。そういうところと総合的に問題を検討して参らなければなりませんので、今の段階ではそこまでは申し上げようとは行かない。その点は先ほど保険局長がいろいろ御説明申し上げたわけでありまして、なおこの点は十分検討いたしてみ

るつもりでありますけれども、今度の引上げによつて若干出て来るゆゑの分は、先般の給与の引上げなどから来る経常費の増加がかなりありますために、それをカバーするので大体一ぱいくらいになつてしまふのじやないかという感じであるわけでありまして。

○田中委員長 その点について、たとえば保険の二十七年、二十八年年度の剰余金の関係はどのようになつておりますか。その面は料率の是正について余裕は出て参りませんかというか。

○白根政府委員 二十七年年度の剰余金といたしましては七億六千八百万円、これは決算ではつきりいたしております。二十八年年度は予算でございまして、十六億一千四百万円程度に相なつております。

○田中委員長 それが料率の是正に利用できないものかどうか、その点をお尋ねいたします。

○白根政府委員 先般のベース・アップだけにいたしまして、実は簡易保険及び郵便年金の特別会計の分組が十八億程度に相なつておるわけでありまして、従いまして先ほど御説明申し上げましたように、将来物価がどの程度に行るか、そのカーブも見なければならぬのでございまして、そのカーブによりましては、人件費が相当私の方は多い部分を占めておりますので、それらの関係が出て参ります。たとえば先般のときでも十八億くらいでござい

ますので、二十八年年度の予算でたとい十六億程度の黒字が参りまして、これはベース・アップその他のことがもし起るとするやうな物価のカーブでございまして、その点はやはり不安定になるわけでございます。従いまして保険料の引下げということになりますと、これは長期契約でございますので、相当な目安がつきまして、確實に当該契約の存続期間中それで行けるといふ見通しがつかなければならぬと思

います。二十八年年度で十六億程度、二十七年年度の決算で七億程度では、確

実な債務として保険料を引下げるのにはまだ危険な状況ではないか、かように存じておる次第であります。

○井手委員 二十七年年度で七億数千万、二十八年度で十六億幾ら、まあベース・アップに充当するという御答弁でございましたが、吉田内閣は二十九年年度において五割の引上り、六割の引下げを公約なさつた。今の答弁とはいささか矛盾するのではないかと申すのであります。追究はいたしません。ところが先刻大臣運用の点からはそう簡単には行けない、趣旨には同感であるという御答弁でありましたが、私はきわめて問題は簡単だと思ふ。保険契約金額を引上げますとすれば、これは簡単に答えが出て来ると思ふ。そこにもさきほど大幅引上げの必要が生じて参るものであります。

次にお尋ねいたしますが、この十三万円の引上げで国家資金は幾ら増加して参りますか。また二十万円の増額に

はどのくらい増額になりますか。さら

にその増額になるものはどういふふう

に運用なさるお考えであるか、あわせ

てお尋ねをいたしたいと思ふ。

○白根政府委員 八万円を十三万円に

引上げたほどの増額に資金がふえる

か、また十五万円、二十万円になつた

らどの程度資金がふえるか、こういう

お尋ねと拝聴いたしましたのでござい

ます。これにつきましては相当いろいろ

な見通しの面もございまして、はつき

りした見通しがなかなか困難であるの

でございまして、従いまして相当な仮定

を入れて数字をはじかなければならな

いのであります。大体私どももいた

しまして、もし十三万円の増額におき

ましては、新規の保険料は月々十七億

円程度に見込んで行けるのではない

か。なお現在の予算におきましては、

それが大体平均化して行けるのでござ

います。十三万円に引上げたいとしま

すと、従来員の志気も上りますので、早

期募集ができるのではないかと、その早

期募集のめどをいたしまして、六箇月

と踏んでおるのを七・三箇月程度には

行けるのではないかと、こういうふう

な観点からはございまして、十三万円

で行きますと約三十一億四千九百万

円程度行けるのではないかと、なお十五

万円の増額におきましては、大体月々十九

億円程度行けるといふような見込み

で、なお回数も六回のところを七・三

回、この七・三回は少しきついなと思

いますが、それがもしできるといたしま

すと、十五万円の増額におきましては

四十二億二千百万円、それから二十万

円の際におきましては月々二十二億程

度入るといたしまして、これが六箇月

というのをやはり同じく七・三にして

おりますが、これは相当むづかしいと思

ひますが、いづれにしても同じ計算

としてやりますと六十二億程度になる

のではないかと、かように存するのでご

ざいます。これは机上ではじいたもので

ございまして、むしろ見当も入れて

やつたものでございまして、風水害あ

るいは冷害の影響は来年度もまだ残つ

ておりますから、来年度のこういう引

上げしない場合におきましても、ぎり

ぎりの繰の五百億は入るという建前に

なつておりますので、これは精一ぱい

ふんばつてこの程度に行き得るのじや

なかろうかという推定でございます。

○塚田国務大臣 なおこのふえた金を

どこへ使つてもいいとお尋ねであ

つたようでありまして、これは

実は私が所管をいたしておりますこと

ろだけでも、たとえば地方財政にも非

常に不足の部分があるわけであり

ます。たとえば再建整備のための二百

億といふことも資金の關係で全然出

ておりませんし、それからまた電通関係

におきましても、久しく電通委員会の

皆さん方から国家資金が少しも入つて

来ないといふことに対して、強い御要

望があつたのであります。そのほか財

政計画全体として、御承知のようにこ

としは昨年に比べて約六百億近い縮減

をしておりますので、おそらく他の面

においても資金需要の多いところがた

くさんあると思ふので、これは

どの程度の額がふえますかはわかりま

せんけれども、ふえた結果は、やはり

全体の国の財政金融政策の一環として

資金計画を再検討して、最も重要度の

高いところから逐次充足して行かなければならぬと考へております。

○井手委員 局長から増加額の見込み

を御説明になりましたが、私先日どこ

からかはつきり記憶いたしません。が、

十三万円に引上げると六十億ばかりふ

えるという話を聞いたのであります。

す、先日配付された資料によります

と十五万円に引上げれば五十二億、

三十年度には六十一億ふえるという数

字も見えておるのであります。何かこ

の十三万円に引上げるために、こういう数

字も政治的に考へえになつたのじやな

いかという気もいたしますが、いかが

でございませうか。

○白根政府委員 決して政治的に考へ

たのではないでございまして。多分井

手先生は、二十万円の増額六十二億と

先ほど私が説明しましたが、その数字

ら見て二十万円になったら、運用上支障があるかというお話でございますが、そういう民保に対する影響等をも除外すれば、運用上特に支障があるというような理由はそう強くないでございます。

○田中委員長　大体通告のありました質疑は終つたのであります。さらに本

件については国政調査で数回審議を進めた関係もありますが、本日上程されました一日の質疑でありますから、なお本件についての態度を御検討された過程で質疑も行われるかもしれませんので、次回まで質疑を継続することにいたします。本件についての取扱いのために、理事会も開きたいと思っておりますので、本日はこの程度にとどめまして次回の委員会は明後日午前十時半からということにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時一分散会